# 稲尾岳自然環境保全地域

# ○自然環境保全地域の指定 (昭和50年5月17日 環境庁告示第38号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定に基づき次の区域を稲 尾岳自然環境保全地域に指定したので、同条第7項において準用する同法第14条第4 項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域図は、環境庁、鹿児島県庁並びに内之浦町役場、田代町役場及び佐多町役場に備えつけて供覧する。

1 区域の所在地

鹿児島県肝属郡内之浦町 鹿児島県肝属郡田代町 鹿児島県肝属郡佐多町

#### 2 区域

鹿児島県肝属郡内之浦町所在国有林内之浦営林署85林班ほ小班、86林班か小班、87林班5小班、88林班こ小班及び89林班る小班

鹿児島県肝属郡田代町及び佐多町所在国有林大根占営林署52林班へ小班、53林班わ小班、54林班へ小班、55林班に小班、120林班に小班、121林班ま小班、122林班は、に及びのの各小班並びに123林班れ小班

3 区域図(省略)

### ○保全計画の決定(昭和50年5月17日 環境庁告示第39号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき稲尾岳自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づきその概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、世界的にみても稀少な林型である照葉樹林がまとまって残存しているすぐれた天然林の地域である。植生は標高300メートル付近でイタジイが大半を占め、400~700メートルの間ではイスノキが優占種となり、800メートル付近の稜線近くではアカガシが優占種となる。山頂付近ではイスノキ、アカガシの老樹が多く、モミの純林もある。野生動物は鳥類、獣類、昆虫類ともに豊富である。

以上のような稲尾岳を中心にして典型的な照葉樹林が一団となって残存しているすぐれた天然林の地域の自然環境を維持するため、区域全体を特別地区として適正な保全を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

本地域の全域を特別地区に指定し、照葉樹林の保全を図る。

3 保全のための規制に関する事項

自然環境保全法第25条第4項の規定による許可を受けないで行うことができる木竹の 伐採の方法及び限度は、次に定めるところによる。

特別地区名	区域	伐採の方法及び限度
稲尾岳特別地	稲尾岳自然環境保全地域の全	禁伐とする。
区	域	ただし、森林の群落構成を変
		える等自然環境に著しい変化を
		招くおそれの少ない場合には、
		例外として10%以内の単木択
		伐を行うことができる。

# (改正 昭和52年9月8日 環境庁告示第38号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、[中略]稲尾岳自然環境保全地域に関する保全計画の一部を変更したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

- 1 [省略]
- 2 稲尾岳自然環境保全地域 保全のための施設に関する事項を定める。
- (1) 施設の種類

標識等

(2) 位置

鹿児島県肝属郡内之浦町、田代町及び佐多町

### 〇特別地区の指定(昭和50年5月17日 環境庁告示第40号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき稲尾岳自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

これらの区域を表示した図面は、環境庁、鹿児島県庁並びに内之浦町役場、田代町 役場及び佐多町役場に備えつけて供覧する。

- 1 稲尾岳特別地区 稲尾岳自然環境保全地域の全域
- 2 区域図(省略)